

## 高額医療・高額介護合算制度 介護保険自己負担額証明書の発行は10月1日(木)からです

9月号でお知らせしました「高額医療・高額介護合算制度」において、当サービス給付費を受給するために、事業主や各組合へ「介護保険自己負担額証明書」の提出が必要となる場合があります。

**対象者** 本年7月31日現在で被用者保険(社会保険、共済組合、船員保険などの医療保険)に加入している方(世帯)

**交付窓口** 介護保険課、各総合支所保健福祉課および各支所

**交付開始日** 10月1日(木)

**手数料** 無料

**必要なもの** 印かん、振込先の金融機関名および口座番号など(本人以外の口座へ振り込む場合は委任状が必要となります)

※7月31日現在、「国民健康保険」または「後期高齢者医療保険」に加入し、当制度の支給対象となる方(世帯)には、12月ごろにお知らせする予定です。ただし、転出・転入などにより、年度の途中で医療や介護の保険者が変わった方には勧奨通知が届かない場合がありますので、具体的な手続きや不明な点はお問い合わせください。

**介護保険自己負担額証明書とは?**

年間で自己負担した介護サービス費(高額介護サービス費などを除く)の合計が記載された証明書です。医療保険者はこれを基に医療費と合算し、支給金額を算出します。

**問** 介護保険課(内線301・300)



## 平成22年度石巻市シルバー人材センター支援事業

市では、65歳以上の方(市内在住)の心身機能の維持向上および積極的な社会参加と生活の活性化を図るために、デイサービスを提供している地域のボランティア団体などに対し、事業実施にかかる経費の一部を助成します。

### 【助成要件】

①地域の集会所などを活用し、おおむね月3回以上実施できる団体

## 住宅手当緊急特別措置事業の実施

住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者の方に対し、居住と安定的な就業機会が確保できるよう住宅費を支援する事業を10月から実施します。

対象となる方は、2年以内で離職し、就労能力と意欲があり、原則として収入が無い方などです。

そのほかにも、いくつか条件がありますので、該当すると思われる方で希望する方はお問い合わせください。

**問** 保護課(内線426・427・505・506)

## 「写真付き住民基本台帳カード」は公的な身分証明書としてご利用できます

近年、振り込め詐欺やなりすましなどの各種犯罪防止のため、公的な身分証明書の提示を求められる機会が増えており、住民票や戸籍謄抄本などの申請にも本人確認書類の提示が必要となつていきます。「写真付き住民基本台帳カード」は、住民登録を行つている市町村の窓口で申請することができ、運転免許証やパスポートなどをお持ちでない方にとっては、公的な身分証明書としてもご利用できる安全性に優れたICカードです。

・カードの有効期限 10年間

**問** 市民課(内線440・441)

詳細はお問い合わせください。

**問** 市民課(内線440・441)

## 国民年金保険料収納事業 民間事業者への委託内容を拡大します。

社会保険庁(宮城社会保険事務局)では、国民年金保険料が未納になっている方に対する電話や戸別訪問による納付の案内業務を民間業者に委託しています。10月からは、免除など申請の案内に関する業務も委託することになりました。

石巻社会保険事務所の委託業者名  
株式会社オリエントコーポレーション

※9月まではキャリアバンク株式会社でした。

### 《委託業者を装った詐欺にご注意を》

委託された民間事業者が戸別訪問で、国民年金保険料の支払いをお願いする際は、必ず、①顔写真入りの「納付督促員証明書」を提示し、②「社会保険庁から、国民年金保険料の収納業務を委託されている、株式会社オリエントコーポレーションの〇〇です」と名乗ります。個人情報聞き取りすることはありません。不審な点があれば、お問い合わせください。

**問** 石巻社会保険事務所 国民年金業務課  
☎ 22-5117

10月より

## 公的年金にかかる市・県民税の

### 特別徴収制度が始まります

公的年金を受給している方の市・県民税について、10月より公的年金から差し引いて納める特別徴収制度が始まります。

この制度により変更となるのは、納付方法の変更であり、負担額が変わるものではありません。

#### 対象となる方

前年中に公的年金の支払いを受けた65歳以上(4月1日現在)の方で公的年金(老齢基礎年金等)を受給している方

※ただし、次に該当する方は特別徴収ではなく、普通徴収(納付書や口座振替での納付)となります。

- ・老齢基礎年金の年額が18万円未満の方
- ・介護保険料が特別徴収されていない方
- ・特別徴収する税額が、老齢基礎年金の年額を超える方

**対象となる税額**  
公的年金にかかる所得割額および均等割額

公的年金から特別徴収の対象となるのは、公的年金等所得から算出した市・県民税のみとなります。

#### 対象となる年金

老齢基礎年金等(障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象となりません)

#### 公的年金所得以外の所得がある場合

公的年金等所得以外にかかる市・県民税は、納付書や口座振替での納付、または給与からの特別徴収となります。

なお、給与所得と公的年金等所得がある場合、昨年度までは二つの所得から算出する市・県民税を合算して給与から特別徴収することができましたが、今年度から合算することができなくなりました。65歳未満で公的年金から特別徴収の対象にならない方についても同様に、給与所得と公的年金等所得から算出する市・県民税を合算して給与から特別徴収することができなくなりました。

#### 公的年金からの特別徴収が中止される場合

公的年金にかかる市・県民税の税額に変更が生じた場合や市外へ転出した場合などは、年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収に切り替わることがあります。

問 市民税課(内線364・240)

## 滞納税額の縮減に！

### 財産差し押さえのための

### 検索など始まる!!

県内25市町と宮城県が協同で宮城県地方税滞納整理機構を設置し、6月上旬から25市町の滞納事案の引き受けが始まりました。

本市でも高額滞納者を対象に7月現在110件、滞納税額およそ5億円分を機構に移管しました。

今後、機構では、自動車の差し押さえや搜索による財産の差し押さえなどを法令に基づき積極的に実施するとともに、差し押さえ物件の公売により滞納税額の縮減に努めていきます。

問 納税課(内線571)



## 地方税の電子申告

### eLTAX(エルタックス)を開始します。



市では、12月14日(月)から地方税の電子申告(eLTAX)の受け付けを開始します。これにより、これまで紙で行っていた地方税の申告を、自宅やオフィス、税理士事務所などのパソコンからインターネットを利用し、手軽に行うことができます。

#### eLTAX(エルタックス)とは

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。このシステムの運営は、地方公共団体で組織する(社)地方税電子化協議会が行っています。

#### 利用可能な手続きの種類

- ・法人市民税：中間申告、確定申告、修正申告、法人設立・設置届出書、異動届出書
- ・固定資産税(償却資産)：全資産申告、増加・減少資産申告、修正申告
- ・個人住民税：給与支払報告、給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出、普通徴収から特別徴収への切替申請、退職所得にかかる納入申告および特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出、特別徴収義務者の所在地名称変更届出書

**eLTAXを利用するためには** eLTAXホームページにアクセスし、利用届出が必要です。詳しくは、eLTAXホームページ(URL：<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

問 (利用方法) 社団法人地方税電子化協議会 ☎0570-081459 (IP電話やPHSからは☎03-5339-6701)

問 (申請・申告の内容) 市民税課(内線241・364)・資産税課(内線449)